

たき火を実施する場合は 消防署への届出が必要です

「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為」に、
「たき火」が含まれます。

「たき火」を行う場合は、管轄の消防署・出張所への届出が必要です。
消防によるたき火場所の確認・消火準備等の指導を行います。

※廃棄物の野外焼却は、一部例外を除いて禁止されています。

(注)例外に当たる焼却行為であっても消防署への「火災と紛らわしい煙又は火炎を発するおそれのある行為の届出書」の届出は必要です。
この届出は消防が焼却行為の許可をするものではなく、焼却行為が行われる場所を事前に把握するためのものとなります。

▼たき火に該当すると考えられる行為(イメージ)【届出が必要】



● ドラム缶焼却炉



● 落ち葉や枯草を燃やす



● キャンプファイヤー



● かまど（薪）



● たき火



● たいまつ



● どんど焼き

林野火災警報が
発令されると屋外での
火の使用が制限されます!
例えば… 「どんど焼き」、「あぜ焼き」なども
「林野火災警報」の発令中は
「延期または中止」していただく必要があります。

▼たき火に該当しないと考えられる行為(イメージ)【届出は不要】



宇部・山陽小野田消防組合

●宇部中央消防署: 0836-21-6115 ●宇部中央消防署東部出張所: 0836-58-5155 ●宇部西消防署: 0836-41-9600
●宇部西消防署北部出張所: 0836-62-0119 ●宇部西消防署楠出張所: 0836-67-1260
●小野田消防署: 0836-83-0119 ●山陽消防署: 0836-71-0119 ●山陽消防署埴生出張所: 0836-76-0348